

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2024年 9月25日	
【会社名】	アセンテック株式会社	
【英訳名】	Ascentech K.K.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松浦 崇	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田練堀町 3 番地	
【電話番号】	03-5296-9331（代表）	
【事務連絡者氏名】	管理本部長 佐藤 正信	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田練堀町 3 番地	
【電話番号】	03-5296-9331（代表）	
【事務連絡者氏名】	管理本部長 佐藤 正信	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	385,700,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	700,000株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 上記普通株式（以下「本新株式」といいます。）は、2024年9月25日付の当社取締役会決議により発行を決議しております。
- 2 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	700,000株	385,700,000	192,850,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	700,000株	385,700,000	192,850,000

- (注) 1 本新株式の募集は第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は192,850,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
551	275.50	100株	2024年10月25日	-	2024年10月25日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に後記申込取扱場所に所定の申込書を提出し、払込期日までに後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとし、なお、本新株式の募集は、第三者割当の方式による本新株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）と並行して行われる、当社とCloud Software Group, Inc.（以下「CSG社」または「割当予定先」といいます。）との間の資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）とあわせて実施するものであり、当社と割当予定先との間で、本資本業務提携に関して、パートナー契約を更新するとともに、投資契約を締結します。
- 3 発行価格は、会社法上の払込金額であります。
- 4 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
- 5 割当予定先から申込みがない場合、割当予定先に対する第三者割当による本新株式発行は行われないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
アセンテック株式会社	東京都千代田区神田練堀町3番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 四谷支店	東京都新宿区四谷 1 - 6 - 1

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
385,700,000	13,000,000	372,700,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2 発行諸費用の概算額は、登録免許税、その他諸経費（弁護士報酬、司法書士報酬、信託手数料）等で、130万円を見込んでおります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額372百万円については、下記表記載の各資金使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
新会社オフィス開業	50,000,000	2024年10月～2025年4月
新会社運転資金	322,700,000	2025年1月～2025年12月
合計	372,700,000	-

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理する予定です。

1. 本第三者割当増資の目的及び資金使途の詳細

当社グループは、「簡単、迅速、安全に！お客様のビジネスワークスタイルの変革に貢献する。」の企業理念のもと、仮想デスクトップに関連する製品開発、販売及びコンサルティングサービスを主な事業とし、サイバーセキュリティ対策ソリューションにも力を入れております。

当社グループの主力事業である仮想デスクトップ事業は、社会的な課題となっている以下の3つの問題を解決できる先進的かつ効果的なテクノロジーであると考えております。

- ・情報漏洩、盗難事故等「情報セキュリティ問題」
- ・在宅ワークやハイブリッドワークを促進する「ワークスタイル変革」
- ・電子機器を含めた温室効果ガスの削減「ESGへの取組」

当社グループは仮想デスクトップに関連した製品サービスの販売やシステムインテグレーションに特化していることで、競争優位性を高めてまいりました。また、2023年4月25日に策定した中期経営計画では、2027年1月期に向けた事業拡大の重要な戦略として、「戦略的事业・資本提携の拡大」を掲げております。

他方、CSG社は、Citrixをはじめ企業向けにミッションクリティカルなソフトウェアを提供するリーディングカンパニーです。傘下には、Citrix、TIBCO、NetScaler、Jaspersoft、iBi、ShareFileなどのビジネスユニットがあり、これらのユニットは企業の運用効率を向上させるためのさまざまなソフトウェアソリューションを世界中で1億人以上のユーザに提供しています。

当社グループは、CSG社のビジネスユニットであるCitrixとの間で、長年にわたり、ディストリビュータ契約を締結し、Citrix DaaS及びNetScaler製品（注1）（以下「Citrix製品」といいます。）を国内に販売してまいりました。また、Citrix製品を提供するにあたって、不可欠な技術者を多数育成し、国内の仮想デスクトップ市場の拡大に貢献してまいりました。両社は、さらなるビジネスの拡大を目指して、協議を行った結果、今回、当社とCSG社との間で、本資本案務提携に関して、パートナー契約を更新するとともに、投資契約を締結するに至りました。

本資本業務提携に伴い、当社グループは、国内のCitrix製品の市場拡大に向けた戦略として、新たに当社の100%子会社（以下「本新会社」といいます。）の設立を検討しております。その理由といたしましては、本資本業務提携において当社とCSG社の企図するCitrix製品の国内市場の拡大に向け、日本国内のお客様への営業体制ならびにサポート体制を強化するため、本新会社が必要であると判断しました。本新会社のオフィス開業資金や運転資金を捻出するために、資金を調達する必要があるところ、本第三者割当増資によってCSG社から資金を調達することが当社の企業価値向上に最も資する手段であると判断しました。

当社及び本新会社、CSG社は協力して、国内のCitrix製品の市場拡大に注力してまいります。

（注1） 「Citrix製品」とは、仮想デスクトップソフトウェアのことです。当社が提供する仮想デスクトップとは、デスクトップ環境をサーバ側に集約し、ネットワークを介してデスクトップの画面イメージを配信し、シンクライアント端末やパソコン、タブレットなどによりユーザが利用するソリューションです。端末にデータを保存しないことによりセキュリティ性が向上するほか、システム管理者がデスクトップ環境を集中管理できることにより、運用管理の負担が軽減されるといったメリットがあると考えております。

2. 資金調達の方法として本第三者割当増資を選択した理由

当社は、本資本業務提携において当社とCSG社の企図する国内のCitrix製品の市場拡大に向けた戦略として設立を検討している本新会社のオフィス開業資金及び運転資金を調達する目的で、CSG社を割当予定先とする第三者割当増資を実施することが、当社の企業価値を向上するための最善の方法であり、株主の皆様への利益にも資する方法であると考え、本第三者割当増資により本新株式を発行することを選択いたしました。なお、今回の資金調達にあたり既存株主の皆様への影響も考慮し、その他の様々な選択肢についても検討いたしました。以下の理由から本第三者割当増資が最善であり企業価値向上に資すると判断しております。

本第三者割当増資の検討に際し、間接金融、直接金融の手段による資金調達の検討を行ったものの、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資する資本業務提携等の協力関係の構築を第一に考えており、間接金融では目的に合致しないと判断し、直接金融による資金調達方法を主眼として検討を行いました。

国内のCitrix製品の市場拡大に向けた戦略として、本新会社の設立を検討しており、本新会社のオフィス開業資金や運転資金については、自己資本比率のバランスなどを考慮した投資戦略のもと、財務体質の健全性を維持、コントロールしながら資金調達を行えること。

公募増資や株主割当、ライツオフアリングについては、調達に要する時間及びコストも第三者割当によるエクイティ・ファイナンスと比べて長期かつ割高となる傾向にあることや、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資する資本業務提携等の協力関係の構築を伴わないことから、株価に対する直接的な影響を与える可能性があると考えられること。

新株予約権による資金調達は、発行時に必要な資金を調達できず、株価の動向により当初想定していた資金調達ができない、又は、実際の調達金額が当初想定されている金額を下回る可能性があること。

上記検討を踏まえ、当社の資金需要を満たし今後の事業展開をはかるうえで最良の手段は第三者割当増資であるとの結論に至りました。

3. 調達する資金の具体的な用途

既述のとおり、当社グループは、「簡単、迅速、安全に！お客様のビジネスワークスタイルの変革に貢献する。」の企業理念のもと、仮想デスクトップに関連する製品開発、販売及びコンサルティングサービスを主な事業とし、サイバーセキュリティ対策ソリューションにも力を入れています。また、2023年4月25日に公表した中期経営計画を2027年1月末までに達成するために、重要な事業戦略として、戦略的事業・資本提携の拡大を掲げております。

そのようななか、本第三者割当増資によるCSG社との資本業務提携は、当社グループの主力事業である仮想デスクトップ事業を拡大するチャンスであると考えており、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資する資本業務提携等の協力関係の構築を目的に行うものであります。

そこで、当社は、本資本業務提携において企図される国内のCitrix製品の市場拡大に向けた戦略として、本新会社の設立を検討しており、本第三者割当増資に係る差引手取概算額については、当社から、当社の関係会社である本新会社に対する出資及び融資の原資に充てたうえで、上記のとおり、本新会社のオフィス開業資金及び運転資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	Cloud Software Group, Inc.
	本店の所在地	851 West Cypress Creek Road, Fort Lauderdale, FL 33309, U.S.A.
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	CEO Tom Krause
	資本金	38億米ドル
	事業の内容	企業の運用効率を向上させるためのさまざまなソフトウェアソリューションの提供
	主たる出資者及びその出資比率	Cloud Software Group Holdings, Inc. 100%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社は、割当予定先のビジネスユニットであるCitrixと当社との間で、1次代理店契約を締結しており、当社の仮想デスクトップ事業において、商品の輸入・販売・保守を行っております。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、別途時点を明記していない限り、本有価証券届出書提出日(2024年9月25日)現在のものであります。

c. 割当予定先の選定理由

上記「第1【募集要項】4【新規発行による手取金の使途】(2)【手取金の使途】1. 本第三者割当増資の目的及び資金使途の詳細」をご参照ください。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株式の総数は700,000株です。当社は、割当予定先に以下に記載する株数を割り当てます。

Cloud Software Group, Inc. 700,000株

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるCSG社との間において、継続保有及び預託に関する合意はしていませんが、本新株式の取得については、長期的視点に立った企業価値の向上を目指すことを方針とした投資である旨を確認しており、同時に短期売買目的としているものではない旨の報告を口頭にて受けております。

なお、当社は、割当予定先であるCSG社から、CSG社が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

手元現預金による払込みとなる予定であります。当社はCSG社より、直近の預金残高証明書のコピーを受領し、自己資金にて払込に要する資金を確保できていることを確認しております。

g．割当予定先の実態

当社は、本第三者割当増資に関して割当予定先との間で締結するInvestment Agreementにおいて、割当予定先は、暴力団員等との間で、直接又は間接を問わず、何らの資本、組織又は取引上の関係（資金提供を行い又は受けることを含む。）を構築しておらず、かつ、暴力団員等の活動又は運営にいかなる態様においても関与していない旨の表明保証を受けています。

また、当社は、本第三者割当増資を実行するにあたり、割当予定先が反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社トクチョー（所在地：東京都中央区、代表取締役：荒川 一枝）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、割当予定先が反社会的勢力ではなく、または割当予定先が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。

以上のことから、当社は、割当予定先が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力と一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

本新株式の発行価格につきましては、本第三者割当増資にかかる取締役会決議日の直前営業日である2024年9月24日の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値580円から5%ディスカウントした551円といたしました。当社では、発行価額の算定にあたっては、できる限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。株式市場においては、通例、投資家による一定の投機的思惑の影響を受けつつも、各企業の資産内容、財務状況、収益力及び将来の業績見通しなどを考慮した企業の客観的価値が株価に反映されており、したがって、本新株式の発行にかかる取締役会決議日前日の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値には、その時点において市場で得られるすべての情報が反映され、企業の客観的価値が反映されているものと考えております。よって、本新株式にかかる取締役会決議日前日の当社普通株式の終値を基準として割当予定先と発行価額の協議を行ったところ、本新株式の発行に伴う希薄化効果による株価への影響や当社の近時の株価の変動状況を踏まえ、また、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）を考慮し、取締役会決議日前日の当社普通株式の終値から5%のディスカウント価格とするのが相当と判断したため、上記発行価額にて第三者割当増資を行うことを決定いたしました。

なお、上記発行価額は、上記取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均株価567円（小数点以下切捨、以下同様。）から、2.82%のディスカウント、同日までの3ヶ月間の終値平均株価563円から2.13%のディスカウント、同日までの6ヶ月間の終値平均株価561円から1.78%のディスカウントとなっております。当該発行価額につきましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）の原則に準拠したものであり、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会においては、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行った結果、本新株式の発行価額は、割当予定先に特に有利でなく、本新株式の発行は有利発行には該当せず適法であると判断いたしました。

また、当社監査等委員会（監査等委員（社外取締役）3名）は、本新株式の発行は、取締役会決議の直前営業日の終値に基づくものであり、当社の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案しても、当該発行価額は、割当予定先に特に有利でなく、本新株式の発行は有利発行には該当せず、適法である旨の意見をいただいております。

そして、当社取締役会は、当社監査等委員会からの上記意見表明も踏まえ、全取締役の賛同の下、本新株式の発行を決議しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

当社は、本第三者割当増資に伴い、本新株式700,000株（議決権7,000個）の発行を行い、これによる希薄化率は5.17%（2024年7月31日時点の総議決権個数132,660個に対する希薄化率は5.28%）となります。これにより既存株主の皆様におきましては、持株比率及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額、1株当たり予想当期純利益が低下する恐れがあることから、1株当たりの希薄化が生じるため、既存株主の皆様が有する株式価値が一時的に低下する可能性があると考えております。しかしながら、当社は、2023年4月25日に公表した中期経営計画の途上にあり、重要な事業戦略として、戦略的事業・資本提携の拡大を掲げており、今回のCSG社との資本業務提携は、当社グループが飛躍できるチャンスであり、調達した資金を、本資本業務提携において企図される国内のCitrix製品の市場拡大という当社としての新たな事業機会の創出に充てることで、さらなる成長を実現する所存です。

以上により、本第三者割当増資に伴い希薄化が生じることとなりますが、当社取締役会では、当社を取り巻く状況を加味した上で、本第三者割当増資による手元資金の確保によって、更なるCitrix製品の市場拡大を行い、既存事業と合わせた業績の安定につながり企業価値の向上が期待されることから、本第三者割当増資は、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

したがって、本第三者割当増資の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)
永森 信一	東京都練馬区	3,281,600	24.74	3,281,600	23.50
佐藤 直浩	埼玉県所沢市	1,481,200	11.17	1,481,200	10.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	912,700	6.88	912,700	6.54
松浦 崇	東京都世田谷区	747,000	5.63	747,000	5.35
Cloud Software Group, Inc. （常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店）	851 West Cypress Creek Road Fort Lauderdale FL 33309, U.S.A.（東京都千代 田区大手町一丁目1-1）			700,000	5.01
株式会社ネットワーク	東京都千代田区神田神保町二丁目11-15	300,000	2.26	300,000	2.15
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	262,515	1.98	262,515	1.88
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8-12	215,200	1.62	215,200	1.54
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) （常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM（東京都千代田 区丸の内一丁目4番5号）	162,843	1.23	162,843	1.17
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD （常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	ONE CHURCHILL PLACE LONDON E14 5HP UNITED KINGDOM（東京 都千代田区丸の内一丁目4番5号）	152,629	1.15	152,629	1.09
計		7,515,687	57.53	8,215,687	58.83

（注）1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、2024年7月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、2024年7月31日現在の所有株式数及び所有議決権数に、本第三者割当増資により割り当てられる本新株式の数及び当該株式に係る議決権数を加算した数に基づき算出しております。

3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入しております。

4 Cloud Software Group, Inc.は、実質株主名となります。その常任代理人は、名義株主であるRaymond James & Associatesの常任代理人であるシティバンク、エヌ・エイ東京支店となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第16期）及び半期報告書（第17期中）（以下、「有価証券報告書」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2024年9月25日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書（2024年9月25日）現在において判断したものであります。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第16期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2024年9月25日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2024年4月26日提出の臨時報告書）

1. 提出理由

当社は、2024年4月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年4月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

(3) 決議事項に関する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合	
第1号議案 剰余金処分の件	81,702	6,620	-	(注)1	可決	90.2
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件						
佐藤 直浩	87,783	539	-	(注)2	可決	97.0
松浦 崇	85,228	3,094	-	(注)2	可決	94.1
萬歳 浩一郎	69,848	18,474	-	(注)2	可決	77.1
彭 雅秀	86,630	1,692	-	(注)2	可決	95.7
第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件						
松田 英典	87,774	547	-	(注)2	可決	96.9
吉井 清	87,776	545	-	(注)2	可決	96.9

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

（2024年9月11日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

2024年7月31日

(2) 当該事象の内容

当社は、外国為替相場の変動に伴い、為替差益を営業外収益として計上することとなりました。これは主に、外貨建ての営業債務に係る外国為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引を行った結果、外貨建て営業債務が発生時の為替レートと、為替予約レートとの差異により、為替差益が発生したことによるものであります。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、第17期（2024年2月1日～2024年7月31日）において、下記のとおり為替差益を営業外収益として計上いたしました。

個別

為替差益 226,070千円

連結

為替差益 226,070千円

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 2023年2月1日 至 2024年1月31日	2024年4月26日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第17期中)	自 2024年2月1日 至 2024年7月31日	2024年9月11日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年4月25日

アセンテック株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山岸 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鹿島 寿郎

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアセンテック株式会社の2023年2月1日から2024年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセンテック株式会社及び連結子会社の2024年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上高の期間帰属	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、ITインフラ事業を営んでおり、2024年1月期の売上高は、6,226,367千円である。主に海外メーカーと一次代理店契約に基づく商品の輸入・販売・保守及び自社ブランドの開発・販売を行っているが、売上の種類は、商品売上高とサービス売上高に大別される。商品売上高は5,001,942千円、サービス売上高は1,224,425千円であり、商品売上高が売上全体の80.3%を占めている。</p> <p>【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4．会計方針に関する事項（6）重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおり、商品販売は商品の引渡時点で収益を認識し、ソフトウェア販売は顧客にソフトウェアの引渡を行い、顧客が利用できる状態になった時点で収益を認識している。</p> <p>ただし、商品販売は出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合は出荷時点で収益を認識するなど、取引の性質に応じて認識時点が異なることから、適切な期間に売上計上が行われないリスクが存在する。さらに、ソフトウェア販売は物理的な移動を伴わない取引であり、顧客が利用できる状態になった時点の判断によっては、適切な期間に売上計上が行われないリスクが存在する。</p> <p>当監査法人は、商品販売及びソフトウェア販売には収益を認識する時点を誤るリスクが存在し、売上高の期間帰属について慎重な検討を要することから、売上上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、売上高の期間帰属を検討するにあたり、収益認識に関する会計方針を理解するとともに、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>（1）内部統制の評価 売上高の計上プロセスに関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性について、売上計上のワークフローを営業管理部長が承認するという統制を評価した。</p> <p>（2）売上高の期間帰属についての検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売管理システムと会計システムを照合し、差異の内容を確かめるとともに、システム外での売上の前倒し計上の有無を検討した。 12月及び1月の売上高と決算日後の売上高の一定の条件に該当する取引を対象に、売上高に係る会計記録と、注文書との突合を実施するとともに、売上計上日を示す証憑（出荷書類、検収書類、ソフトウェアの利用開始の通知など）との突合を実施した。 商流の分析及び利益率の分析を行い、12月及び1月の売上高のうち一定の条件に該当する取引を対象に、プロジェクトの稟議書の通査、経営管理者への質問等により、取引の内容を検討した。 決算日を基準とした売掛金の残高確認の範囲を拡大して実施した。確認対象の金額的基準を引き下げ、また、一定の条件に該当する取引先を確認対象に追加した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アセンテック株式会社の2024年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、アセンテック株式会社が2024年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年4月25日

アセンテック株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山岸 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鹿島 寿郎

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアセンテック株式会社の2023年2月1日から2024年1月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセンテック株式会社の2024年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上高の期間帰属

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（売上高の期間帰属）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年9月11日

アセンテック株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鹿島 寿郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須山 誠一郎

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアセンテック株式会社の2024年2月1日から2025年1月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年2月1日から2024年7月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセンテック株式会社及び連結子会社の2024年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認め

られる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。